

※契約書については、現時点ではまだ案の段階のため、修正となる可能性も想定されます。
あらかじめご承知おきください。

群馬県広域就労準備支援及び 家計改善支援事業業務委託契約書（案）

群馬県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、令和8年度群馬県広域就労準備支援及び家計改善支援事業に係る業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲と乙が相互に協力し、事業を適正かつ円滑に運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（内容）

第2条 乙は、令和8年度群馬県広域就労準備支援事業仕様書及び令和8年度群馬県広域家計改善支援事業仕様書に基づき委託事業を実施する。

（委託契約期間）

第3条 事業の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲が乙に対して支払う委託料は、金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額は、〇〇円）を上限とする。

- 2 前項の委託料は概算払ができるものとし、甲が必要と認めるときには乙からの請求に基づき支払うものとする。
- 3 乙は前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の概算払請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、契約期間満了時までに委託業務を完了し、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び収支精算書を事業完了後速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、速やかにこれを審査し、委託料を精算する。その結果を乙に通知する。
- 3 委託料の精算において、精算額が委託料の額より少ない場合は、当該精算額を委託料の額とする。
- 4 乙は、収支に関する帳票その他事業等に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかなければならない。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（帳簿等の保存）

第7条 乙は、委託業務に関する会計帳簿及び書類等をその完結の日の属する年度の翌年度から5年間保存する。

※契約書については、現時点ではまだ案の段階のため、修正となる可能性も想定されます。
あらかじめご承知おきください。

(検査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又は実地に調査し、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、その報告に係る委託業務が適正に行われたかどうか検査することができる。

2 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況について指示することができる。

(契約の変更)

第9条 甲又は乙のやむを得ない事由により、業務内容の変更等契約変更を行う必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを行うことができる。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この事業を行うに当たり、当該事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を行う上で効率的に行う上で必要と思われる業務は、甲と協議の上、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項ただし書の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写し、その他必要な資料を甲に提出しなければならない。

3 乙が事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、当該事業に関して、乙が委託し、又は請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用とみなして、乙が負担する。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の本件業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄すること

※契約書については、現時点ではまだ案の段階のため、修正となる可能性も想定されます。
あらかじめご承知おきください。

ができる。

6 前 2 項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 85 条第 1 号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超える存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第 13 条 乙が、第 12 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、事業の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(関係書類の整備)

第 15 条 乙は、委託事務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業完結の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 16 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(成果の取扱)

第 17 条 委託業務による成果について、著作権等の一切の権利は甲に帰属する。

※契約書については、現時点ではまだ案の段階のため、修正となる可能性も想定されます。
あらかじめご承知おきください。

2 乙は、委託業務により収集した求人・求職者情報等について、当事業の遂行以外の目的に使用してはならない。ただし、公開済みの情報は除く。

(個人情報等の保護)

第 18 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損失等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、事業等の実施に関して知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、又は事業の実施以外の目的に使用してはならない。委託期間が満了した後においても同様とする。

2 乙は、その役員又は使用者に対して、事業等に従事する期間又は従事しないこととなった以後の期間においても、事業の実施に関して知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、又は事業の実施以外の目的に使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第 20 条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲乙協議して定める。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県
群馬県知事 山 本 一 太

乙